

平成 30 年 3 月 30 日

各 位

## 「後見制度支援預金」の取扱い開始について

平素は格別なるご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。  
当組合は、平成 30 年 4 月 2 日（月）より「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたします。

「後見制度支援預金」の概要は下記のとおりです。

### 記

1. 名称 後見制度支援預金
2. 取扱開始 平成 30 年 4 月 2 日（月）
3. 利用対象者 家庭裁判所において後見開始（成年後見及び未成年後見）の審判及び、家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方  
  
【対象の家庭裁判所】  
大阪家庭裁判所、大阪家庭裁判所堺支部、大阪家庭裁判所岸和田支部
4. 主な特徴
  - ・家庭裁判所の指示書に基づいて取引を行います。
  - ・本預金は普通預金として取扱います。
  - ・店頭に表示する普通預金金利（変動金利）+ 0.1% の上乗せ金利を適用します。
  - ・キャッシュカードはご利用いただけません。また、各種付帯サービスもご利用いただけません。
5. 当組合取扱店舗
  - ・大阪府下 18 店舗

※本商品についてはこちら⇒『[後見制度支援預金のご案内](#)』をご覧ください。

※詳しくは店頭窓口へお問合せ下さい。